

令和7年4月から

地域包括支援センターの業務を

体制が変わります!

白鷹町社会福祉協議会に委託します

地域包括支援センターは、年齢を重ねても、住み慣れた地域で元気に暮らせるように支援するための高齢者の総合相談窓口です。

これまでは、町直営で運営をしてきましたが、長期的・安定的な人材確保を行いながら、今まで以上に生活に寄り添った相談機関としていくため、令和7年4月1日から、社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会に運営を委託します。場所は、白鷹町健康福祉センター内です。

運営主体が変わっても、必要な専門職を引き続き配置した上で、町と白鷹町社会福祉協議会が連携して、高齢者支援の拠点として一層の充実を図っていきます。

地域包括支援センターでは、次のような業務を実施しています

何でもご相談ください	介護に関する相談のほか、福祉・医療・生活困窮に関する相談など、高齢者の生活全般の総合相談窓口です。
権利を守ります	財産管理や成年後見などの制度の紹介・利用支援を行うとともに、虐待防止や早期発見などに取り組みます。
自立した生活を支援します	要支援1・2の介護認定を受けている方や通所型サービスを利用している方について、ケアプランの作成など（ケアマネジメント）を通じて、自立した生活の継続を支援します。
地域全体で支えられる環境をつくります	保健・福祉・医療のほか、ボランティア活動や地域の支え合いなど、介護サービスにとどまらない包括的な支援が可能となるよう、ネットワーク・仕組みづくりを行うとともに、ケアマネジャーの支援を行います。
高齢者の健康づくりを支援します	心身の状態に合わせた健康づくり（運動や食生活など）を支援します。また、サロンや百歳体操などの地域の活動について、効果を高めつつ、長く続けていくための支援を行います。
認知症の方と そのご家族を支援します	地域の医療機関等と連携し、認知症の早期診断・早期対応を推進するとともに、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを行います。

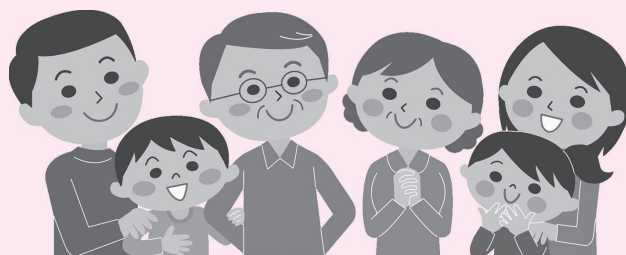
《契約再締結のお願い》

介護サービスや町の通いの場の利用にあたって、現在町の地域包括支援センターと契約を締結されている方については、白鷹町社会福祉協議会との契約が必要になります。

対象となる方には、直接ご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

どんなことでも

お気軽にご相談ください!



【問い合わせ】健康福祉課 地域包括支援センター係 ☎ 86-0112

※この電話番号は、委託後も引き続き使用します。

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金およびこども加算について

住民税非課税世帯支援給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対し「白鷹町住民税非課税世帯支援給付金」を支給します。該当すると思われる世帯には、案内をお送りしています。

- **給付金の支給額** ▶ 1世帯あたり3万円
- **給付金の支給時期** ▶ 町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安
- **支給の対象となる世帯** ▶ 令和6年12月13日において白鷹町に住民登録（住民票）があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯

《対象とならない世帯》

- 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯
- 租税条約による免除の適用の届出により、住民税が課されていない方がいる世帯
- 令和6年12月以降、他市町村において物価高騰支援に基づく給付金等の支給を受けていない世帯

● 手続き方法

世帯の区分	手続き方法等
「確認書」が届いた世帯	対象となると思われる世帯の世帯主あてに、2月初旬より「確認書」をお送りしています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。書類の内容を確認後、順次振り込みます。
「申請書」が届いた世帯	世帯の中に令和6年1月2日以降に町外から転入した方がいる世帯や、未申告の方がいる世帯にお送りしています。 給付金の対象要件に該当する場合は、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。確認後、順次振り込みます。

こども加算

住民税非課税世帯給付金（3万円）の対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、こども加算を支給します。該当すると思われる世帯には、3万円給付金とともに案内をお送りしています。

- **こども加算の支給額** ▶ 対象児童1人あたり2万円
- **支給の対象となる児童**
 - ▶ 令和6年12月13日時点で、3万円給付金対象世帯にいる18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）
 - ▶ 基準日時点で別世帯だが、支給対象者に扶養されていると認められる児童（学校の寮に入っている児童等）
 - ▶ 令和6年12月14日から申請期限までに出生した児童
- **確認書・申請書の受付期間** ▶ 7月31日（木）まで（必着）
- **その他**
 - ▶ 書類が届いていない世帯で、要件に該当する可能性がある場合は、お問い合わせください
 - ▶ DVを理由に避難している方で、給付金を受け取ることができる場合がありますので、お問い合わせください
 - ▶ 確認書や申請書の内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります
 - ▶ この給付金は、差押禁止等および非課税の対象となります
 - ▶ 本事業は、国の重点支援地方交付金を活用した事業です

【注意！！】 給付金に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

【問い合わせ】 健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111